

USMCA Highlight



発効



- USMCAの発効は、国内手続きを完了した国が他の加盟国にその旨を通知してから3か月目の初日に発効すると規定されています。
- 米国が最後の通知を4月末に行ったことから7月1日に発効が予定されています。

有効期限と改訂



- USMCAは発効後16年で失効しますが、同期間の更新が可能です。
- 発効後6年以内に加盟国間での合同審査が行われることが規定されています。

新しい原産地規則

原産地証明書



- 原産地証明書のフォームが削除されます。
- 原産地証明書については、特定の要件に準拠することで、輸出者、生産者又は輸入者によって申告することが可能になります（メキシコでは3.5年の移行期間あり）。

デミニマスルール

製品に組み込まれる原材料等が関税分類変更基準を満たさない非原産材料であっても、その非原産材料の価値が製品の取引価額あるいは総コストの10%以下（NAFTAでは7%）である場合は無視できます。

組立品・キット

組立品、キットの場合、当該組立品を構成する全ての非原産商品の価値が、合計値の10%を超えない場合、当該組立品、キットは原産品とみなされます。

再生品

回収材料は、再生品として使用される場合、原産品として扱われます。

自動車産業 (乗用車及び 軽トラック)

域内付加 価値率75% ネットコスト方式



高賃金地域
での労働付
加価値比率

コア自動車部品
域内調達

鉄鋼・アル
ミニウム域
内調達

自動車部品 (乗用車及び軽トラック) :

75%

コア部品: ドライブアクセル、車体ボディ、エンジン、ステアリング及びサスペンションシステム、エンジン付きシャーシー、リチウム電池等

70%

主要部品: ブレーキシステム、空調及び冷却エンジン、排気、タイヤ及びホイール、シート及びその関連部品、バンパー、燃料システム等

65%

補足部品: オーディオ機器、パイプ、触媒コンバーター、ロック、照明、バルブ等



織維産業

- TPL（特惠関税レベル）は衣服、布地、糸について引き続き有効となります。
- より厳格な原産地規則の検証
- 追加要件: 縫製糸、ポケットの生地、伸縮素材は原産品の必要があります。



化学産業

- より柔軟かつ明瞭な原産地規則
- 化学反応、精製、混合など特定の化学プロセスへのComplianceに関する代替規則が組み込まれました。

その他トピック



セクター付属書類 (第12章)

- 化学物質、化粧品、情報通信技術、エネルギー性能基準、医薬品に関する特定の規則（規制、手順、対策、ラベル表示要件など）の設定



デジタル取引 (第19章)

- デジタル取引についての章を追加
- デジタル製品に対して関税は課されません。
- 加盟国は消費者とそのプライバシーを保護する方法を探すとともに、サイバーセキュリティに対して互いに協力することが規定



修正プロトコル

- 労働、環境及び紛争解決に関するパネル、及び迅速な対応を行う労働パネルが設置されます。
- 多国間環境協定
- 自動車産業に適用可能な鉄鋼の原産地規則については7年、アルミニウムについては10年の移行期間がそれぞれ設定されます。



Contacta KPMG México

César Buenrostro

Trade and Customs Lead Partner

T +52 (81) 8122 1841

E cbuenrostro@kpmg.com.mx

Berenice Egure

Trade and Customs Partner

T +52 (55) 5246 8309

E begure@kpmg.com.mx